

保険者機能強化推進等交付金について

■概要

- 平成29年度の介護保険法改正において、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた市町村等の取組みを促進するため「**保険者機能強化推進交付金**」が創設された。
- さらに、令和2年度、公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるため、「**介護保険保険者努力支援交付金**」が創設された。
- いずれも、様々な取組みに関する評価指標が設定されており、その達成状況（＝評価指標の総合得点）及び第1号被保険者数の規模に応じて、交付金が配分される仕組みである。
- 配分された交付金は、介護保険特別会計に充当され、高齢者の介護予防・健康づくりや地域包括ケアシステムの推進に資する事業等に充てることができる。

■交付金の特徴

交付金名	保険者機能強化推進交付金	介護保険保険者努力支援交付金
開始	平成30年度	令和2年度
国予算額	市町村分：190億円（目安）	市町村分：190億円（目安）
目的	市町村が行うP D C Aサイクルや自立支援・重度化防止、人材確保、介護給付適正化などの取組みを評価し、介護保険の保険者としての機能強化を推進する。	介護予防・健康づくり等に資する取組みを重点的に評価し、取組みを促進する。介護予防・健康づくりの取組み（事業費等）を増加させる保険者に交付される。
備考	-	保険者機能強化推進交付金の得点としても加算されるため、倍の得点となる。
充当先	① 地域支援事業費、保健福祉事業費等 ② 市町村が一般会計で行う高齢者の予防・健康づくりに資する取組（新規・拡充部分に限る。）	介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（包括的継続的ケアマネジメント支援、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業に限る。）

■交付金の計算方法

$$\text{交付金} = \boxed{\text{本市の総得点}} \times \boxed{\text{本市の第一号被保険者}} \times \frac{\boxed{\text{国の予算額}}}{\boxed{\text{各市の総得点}} \times \boxed{\text{各市の第一号被保険者数}}} \text{の規模別合計}$$

■評価指標（令和3年度）

項目ごとの評価指標の例	満点
I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	150
・当該地域の介護保険事業の特徴を把握しているか 等	150
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	1,535
(1) 介護支援専門員・介護サービス事業所等 ・地域密着型サービスの整備を図るための計画・実行・改善のプロセス実行 等	100
(2) 地域包括支援センター・地域ケア会議 ・地域包括支援センターの体制充実による適切な包括支援事業の実施 等	165
(3) 在宅医療・介護連携 ・在宅医療・介護連携に関する課題検討や対応の具体化、関係者への相談支援 等	120
(4) 認知症総合支援 ・認知症施策の進捗状況評価、認知症高齢者支援や理解促進に向けた普及啓発 等	140
(5) 介護予防／日常生活支援 ・体操等通いの場の参加者に対する把握、分析による施策検討 ・介護予防の場へのリハビリテーション専門職の関与の仕組み ・高齢者の社会参加を促すため個人へのインセンティブを付与しているか 等	560
(6) 生活支援体制の整備 ・生活支援コーディネーターが地域ケア会議に参加しているか 等	90
(7) 要介護状態の維持・改善の状況等 ・要介護認定者の平均要介護度の変化率、健康寿命延伸の実現状況 等	360
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	420
(1) 介護給付の適正化等 ・ケアプラン点検の実施状況 等	260
(2) 介護人材の確保 ・介護人材の確保および定着に向けた取組の実施 等	160
得点合計（点）	2,105
第1号被保険者人口（千人）	-
交付額（万円）	-